

出納員に対する委任事項（平成 20 年岩手県告示第 99 号）の一部を次のように改正し、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

平成 20 年 3 月 28 日

岩手県知事 達 増 拓 也

改正前	改正後
<p>3 広域振興局保健福祉環境部福祉課長若しくは総合支局保健福祉環境部管理福祉課長（花巻総合支局保健福祉環境部遠野保健福祉環境センターにあつては遠野保健福祉環境センター所長、一関総合支局地域支援部千厩県民センターにあつては千厩県民センター所長）又は地方振興局保健福祉環境部福祉課長（盛岡地方振興局にあつては、保健福祉環境部<u>児童家庭課長</u>）である出納員に対する委任事項</p> <p>[略]</p>	<p>3 広域振興局保健福祉環境部福祉課長若しくは総合支局保健福祉環境部管理福祉課長（花巻総合支局保健福祉環境部遠野保健福祉環境センターにあつては遠野保健福祉環境センター所長、一関総合支局地域支援部千厩県民センターにあつては千厩県民センター所長）又は地方振興局保健福祉環境部福祉課長（盛岡地方振興局にあつては、保健福祉環境部<u>児童障害福祉課長</u>）である出納員に対する委任事項</p> <p>[略]</p>
<p>4 <u>県南広域振興局一関総合支局保健福祉環境部大東支所長である出納員に対する委任事項</u></p> <p><u>県南広域振興局一関総合支局保健福祉環境部大東支所に係る次の事項</u></p> <p><u>(1) 物品の出納、保管及び記録管理を行うこと。</u></p> <p><u>(2) 占有動産の管理を行うこと。</u></p>	<p>4 [略]</p>
<p>5 [略]</p> <p>6 [略]</p>	<p>5 [略]</p>
<p>7 地方振興局土木部及び土木事務所の出納員（6に掲げる出納員を除く。）に対する委任事項</p> <p>[略]</p>	<p>6 地方振興局土木部及び土木事務所の出納員（5に掲げる出納員を除く。）に対する委任事項</p> <p>[略]</p>
<p>8 [略]</p> <p>9 地方公所（予算規則（昭和39年岩手県規則第12号）第2条第2号に規定する地方公所をいう。以下同じ。）のうち、合同庁舎等（公有財産の所管及び分掌の特例に関する規則（昭和39年岩手県規則第41号）第3条第1項に規定する合同庁舎等をいう。以下同じ。）を庁舎とする地方公所以外の地方公所並びに岩手県漁業取締事務所及び教育事務所に係る出納員に対する委任事項</p> <p>当該地方公所に係る次の事項（給料その他の給与並びに集中管理に係る賃金、報酬及び共済費に係るものを除く。）</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) 物品（基金に属する動産を含む。以下9において同じ。）の出納及び保管を行うこと。</p> <p>(6)・(7) [略]</p>	<p>7 [略]</p> <p>8 地方公所（予算規則（昭和39年岩手県規則第12号）第2条第2号に規定する地方公所をいう。以下同じ。）のうち、合同庁舎等（公有財産の所管及び分掌の特例に関する規則（昭和39年岩手県規則第41号）第3条第1項に規定する合同庁舎等をいう。以下同じ。）を庁舎とする地方公所以外の地方公所並びに岩手県漁業取締事務所及び教育事務所に係る出納員に対する委任事項</p> <p>当該地方公所に係る次の事項（給料その他の給与並びに集中管理に係る賃金、報酬及び共済費に係るものを除く。）</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) 物品（基金に属する動産を含む。以下8において同じ。）の出納及び保管を行うこと。</p> <p>(6)・(7) [略]</p>
<p>10 1及び3に掲げるもののほか、県民センター所長である出納員に対する委任事項</p>	<p>9 1及び3に掲げるもののほか、県民センター所長である出納員に対する委任事項</p>

(1) 当該県民センターの庁舎である合同庁舎等内の所に係る次の事項（4から9までに掲げるもの並びに給料その他の給与、賃金、報酬及び共済費に係るものを除く。）

ア～エ [略]

(2)～(4) [略]

11 総合支局地域支援部総務入札課長である出納員に対する委任事項

(1) 当該総合支局に係る次の事項（1から10までに掲げるもの並びに給料その他の給与、賃金、報酬及び共済費に係るものを除く。）

ア・イ [略]

ウ 物品（用品調達基金に属する動産を含む。以下11において同じ。）の出納及び保管を行うこと。

エ・オ [略]

(2)～(4) [略]

12 広域振興局総務部長又は地方振興局企画総務部管理主幹である出納員に対する委任事項

(1) 当該広域振興局又は地方振興局が予算執行を行う出先機関に係る次に掲げる事項（1から11までに掲げるもの並びに給料その他の給与、賃金、報酬及び共済費に係るものを除く。）

ア [略]

イ 物品（基金に属する動産を含む。以下12において同じ。）の出納及び保管を行うこと。

ウ・エ [略]

(2) 当該広域振興局又は地方振興局が所管する区域（以下12において「所管区域」という。）に所在する地方公所に係る現金の出納その他の事務を行うこと。ただし、次に掲げるものを除く。

ア・イ [略]

ウ 1から11までに掲げるもの

(3)～(7) [略]

13 [略]

14 [略]

15 14に掲げるもののほか、議会事務局総務課の出納員に対する委任事項

(1)・(2) [略]

16 14に掲げるもののほか、警察本部警務部会計課の出納員に対する委任事項

(1) 当該県民センターの庁舎である合同庁舎等内の所に係る次の事項（4から8までに掲げるもの並びに給料その他の給与、賃金、報酬及び共済費に係るものを除く。）

ア～エ [略]

(2)～(4) [略]

10 総合支局地域支援部総務入札課長である出納員に対する委任事項

(1) 当該総合支局に係る次の事項（1から9までに掲げるもの並びに給料その他の給与、賃金、報酬及び共済費に係るものを除く。）

ア・イ [略]

ウ 物品（用品調達基金に属する動産を含む。以下10において同じ。）の出納及び保管を行うこと。

エ・オ [略]

(2)～(4) [略]

11 広域振興局総務部長又は地方振興局企画総務部管理主幹である出納員に対する委任事項

(1) 当該広域振興局又は地方振興局が予算執行を行う出先機関に係る次に掲げる事項（1から10までに掲げるもの並びに給料その他の給与、賃金、報酬及び共済費に係るものを除く。）

ア [略]

イ 物品（基金に属する動産を含む。以下11において同じ。）の出納及び保管を行うこと。

ウ・エ [略]

(2) 当該広域振興局又は地方振興局が所管する区域（以下11において「所管区域」という。）に所在する地方公所に係る現金の出納その他の事務を行うこと。ただし、次に掲げるものを除く。

ア・イ [略]

ウ 1から10までに掲げるもの

(3)～(7) [略]

12 [略]

13 [略]

14 13に掲げるもののほか、議会事務局総務課の出納員に対する委任事項

(1)・(2) [略]

15 13に掲げるもののほか、警察本部警務部会計課の出納員に対する委任事項

<p>(1) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の4第14項の規定に基づき徴収した放置違反金及びこれに附帯する歳入金（以下<u>16</u>において「徴収金」という。）の収納及び保管を行うこと。</p> <p>(2)・(3) [略]</p> <p><u>17</u> [略]</p> <p><u>18</u> 総合政策室広聴広報課の出納員に対する委任事項</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p><u>19</u> [略]</p> <p><u>20</u> [略]</p> <p><u>21</u> [略]</p> <p><u>22</u> [略]</p>	<p>(1) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の4第14項の規定に基づき徴収した放置違反金及びこれに附帯する歳入金（以下<u>15</u>において「徴収金」という。）の収納及び保管を行うこと。</p> <p>(2)・(3) [略]</p> <p><u>16</u> [略]</p> <p><u>17</u> 総合政策部広聴広報課の出納員に対する委任事項</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p><u>18</u> [略]</p> <p><u>19</u> [略]</p> <p><u>20</u> [略]</p> <p><u>21</u> [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	